

# 幼稚園等の無償化について

## 1. 幼児教育・保育無償化の概要

R7.4月

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、満3歳以上で幼稚園等へ入園する児童を対象に幼児教育・保育の無償化を実施しています。

### 1-1 授業料の無償化

幼稚園の園則に記載されている保育料のうち、授業料（給食費、教材費等の実費徴収費用を除いたもの）が月額25,700円を上限に無償化されます。

- ・無償化される分は幼稚園等からの請求はありません。
- ・授業料が25,700円を超える場合は、その差額分の請求があります。

### 1-2 預かり保育の無償化

通常利用分を超えて幼稚園を利用する保育（夏休み等を含む）を「預かり保育」と呼び、預かり保育の利用に料金が発生する場合、その利用料が無償化の対象となる場合があります。

<無償化の対象となる条件>

- ①預かり保育に利用料が発生していること
- ②幼稚園等を利用する児童が**新2号**または**新3号**の認定を受けていること  
(P.2~3をご確認ください。)

<上限額>

- 新2号（3歳以上児）：月額11,300円まで（1日450円×日数）
- 新3号（満3歳児）：月額16,300円まで（1日450円×日数）



### 1-3 副食費の無償化

給食費は原則保護者負担となりますが、ごはん・パン等の「主食費」を除くおかず等の「副食費」について、世帯の状況によって無償化の対象となる場合があります。

(副食費無償化の上限は月額4,900円です)

<無償化の対象となる条件>

- ①年収360万円未満相当の世帯（非課税世帯を含む）
- ②小学校3年生以下を数えて第3子以降の児童

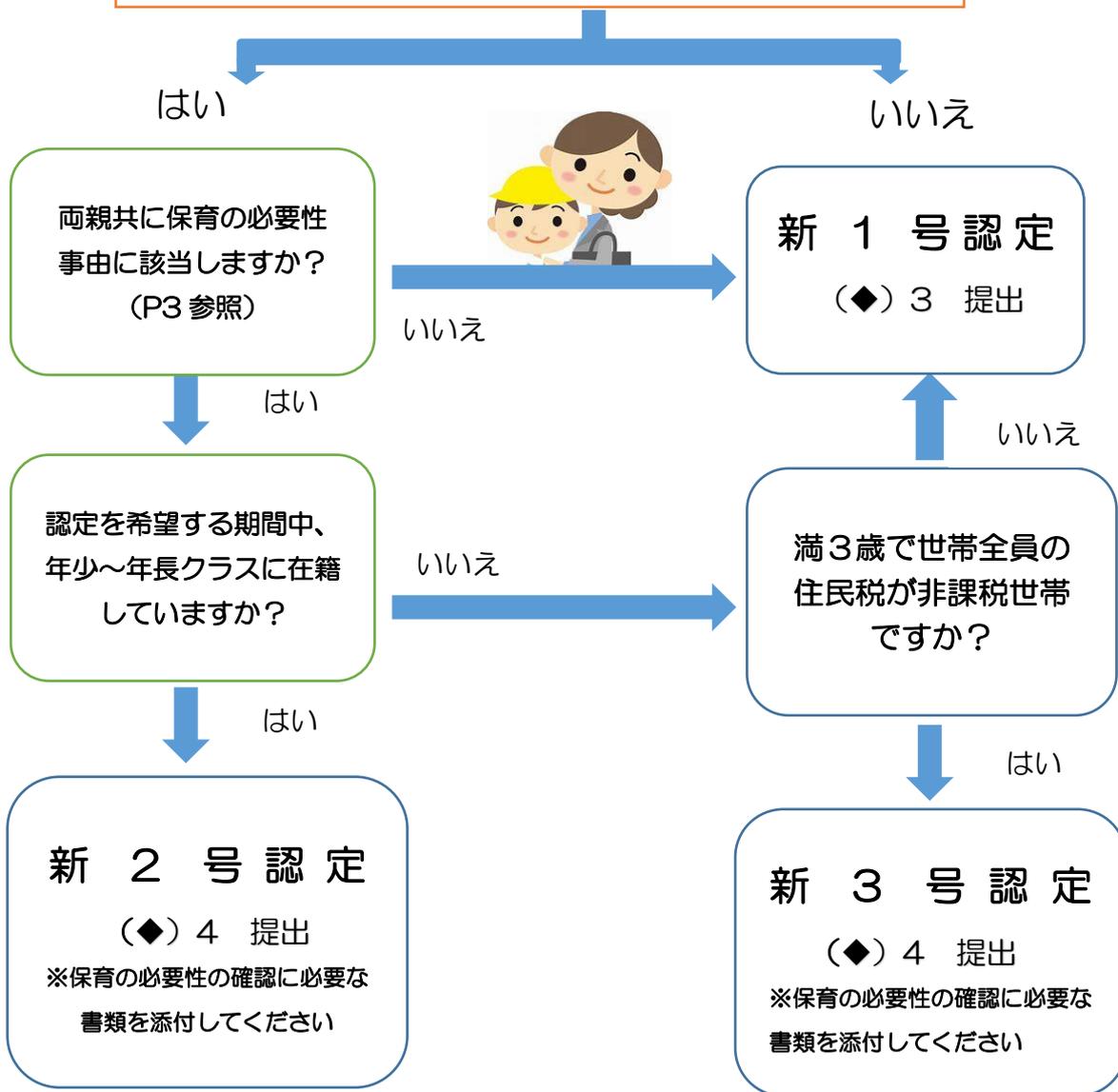
世帯収入	第1子	第2子	第3子
年収360万円未満相当	対象	対象	対象
年収360万円以上相当	保護者負担	保護者負担	対象

## 2. 認定申請手続き

無償化を受けるためには認定等の申請が必要です。申請先は保護者および児童の住民票がある自治体です。各務原市以外に住民票がある場合は、利用施設又は住民登録先の自治体へお問い合わせください。

### あなたのご家庭は？早わかりチャート

預かり保育が必要ですか？



★認定変更をされる場合には希望月の前月20日迄に  
\*(◆7)変更届+(◆4)申請書+必要添付書類を提出して下さい。  
(20日を過ぎて申請された場合は、翌々月からの認定変更となります)

## 2-1 保育の必要性の要件

保育の必要性を認定するためには、保護者がいずれかの事由に該当することが必要です。該当する事由について、必要な書類を添付してください。

### ■保育の必要性と確認に必要な書類（保護者それぞれに必要です）

事由	要件	提出書類
就労	保護者が児童と離れて月64時間以上労働することを常態としていること	就労証明書（保護者1人につき1枚） ※自営業の方は確定申告書の写し、当該年度中の開業の場合は開業届が就労証明書に加えて必要 ※内職の方は納品書等が必要
妊娠・出産	産前8週間および産後8週間を経過する翌日が属する月の月末までの間であること ※多胎の場合は各14週間	母子手帳の写し（表紙及び出産予定日が分かるページ）
就学	学校または職業訓練校に在学し、月64時間以上就学、又は職業訓練等を受けていること	就学証明書（★7）または学生証及びカリキュラム
疾病・障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師が概ね1月以上の入院又は加療を要すると診断したこと</li> <li>・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳（4級以上）を所持していること</li> </ul>	診断書（★6）または身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等の写し
介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳（1級又は2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級又は2級）又は療育手帳（A1又はA2）を所持している同居の親族を月64時間以上看護していること</li> <li>・疾病等（医師が概ね1月以上の加療を要すると診断したものに限る）又は介護認定を受けている同居の親族を月64時間以上看護していること</li> <li>・疾病等のために病院へ通院し、又は特別支援学校等に通学する同居の親族の付き添いを月64時間以上行っていること</li> </ul>	介護・看護に関する申立書（★5）および被介護・看護者の診断書又は身体障害者手帳等の写し
求職活動	就職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること ※認定開始から50日を経過する日が属する月の月末まで（認定期間終了時に就労証明書の提出が必要）	求職活動状況申告書（★8）

※保育の必要性を確認するための書類のうち、市指定の様式の就労証明書、（★5）～（★8）および幼児教育・保育無償化にかかる申請書類（◆3）、（◆4）、（◆7）、（◆11）、（◆13）、（◆14）、（◆18）は市ホームページからダウンロードもしくは幼稚園等または市役所こども政策課の窓口でお受け取りください。各務原市役所公式ホームページ>くらし・市政>子育て・教育>保育所・幼稚園>幼児教育・保育の無償化について（<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/kodomo/hoiku/1002261.html>）

## 2-2 認定の変更手続きについて

### ■認定の変更を希望する場合

新1号⇄新2号・新3号の認定の変更が月単位で可能です。**希望月の前月20日までに**市役所こども政策課へ施設等利用給付認定変更届（◆7）と必要書類を添えて申請してください。

### ■認定切れの場合

新2号または新3号認定を受けたが、雇用期間が終了する等の理由で認定が切れる場合は、**更新書類の提出または新1号認定への変更が必要です。**（\*期限を過ぎた場合、自動的に新1号に切り替わります）

・新1号への変更：**希望月の前月20日まで**

・保育の必要性を確認する書類の更新の場合：**認定が切れた月の翌月末まで**

必要書類は変更内容によって異なりますので、幼稚園等または市役所へお問い合わせください。

また、申請した内容についても変更があった場合は速やかに届け出てください。

（住所、世帯状況、就労先変更、保育の必要性等）

申請書受付期間	提出先
認定希望月の前月20日まで	利用先の幼稚園・認定こども園・こども政策課

※認定開始日は申請書受理日より前にさかのぼることはできません。

## 2-3 副食費の無償化の申請について

■免除対象であるかの確認を市が行うために、入園時および**年度ごとに**「実費徴収に係る補足給付費支給申請調書」（◆18）と必要書類の提出が必要です。（年度更新分については幼稚園等を通じてご案内します。）

提出された方は、市で該当の有無の確認を行い幼稚園へ通知します。

■免除対象者の算定に用いる、市民税の年度切替が毎年9月になります。それに伴い免除対象者から外れる場合や新たに対象者になる場合があります。

また、4月の進級時にも兄弟の進級・卒園に伴い、副食費徴収免除対象者から外れる世帯があります。

■調書の提出がない場合は市で該当の有無の判定を行うことができません。

■副食費免除の条件に該当しないと保護者が判断される場合は調書の提出は不要です。

## 3. 返金の請求手続き

無償化には、初めから支払いが免除されるもの（返金手続きが不要）と幼稚園等に支払い後に市から保護者へ返金することで無償化されるもの（返金手続きが必要）

があります。また、幼稚園等への支払いが滞っている場合は市からの返金もできませんので、期日までに確実に納付してください。

※提出期間を過ぎてからの請求には対応できない場合があります。



### 3-1 通常利用分について

返金の請求手続きは不要です。授業料等の無償化対象費用が 25,700 円を超える場合のみ、幼稚園等から差額分の請求があります。

### 3-2 預かり保育分について

返金の請求手続きが必要です。

#### ■必要書類

- ・施設等利用給付申請書（◆13）
- ・特定子ども・子育て支援提供証明書 ※幼稚園等から発行されます
- ・口座登録依頼書（初回申請時のみ）（◆11）
- ・口座を確認するための書類（通帳等の写し）

※P.2～3にてご案内した新2号、新3号認定を受けている期間が返金対象となります

認定を受けていても実際の就労等が保育の必要性の要件に満たない場合や虚偽の申請があった場合は、後日返還頂く場合があります。



### 3-3 現況確認について

施設等利用給付認定(新2号・新3号認定)を受けている場合、預かり保育を必要とする事由(保育の必要性)を確認するため、毎年10月に「現況確認」を行ないます。

### 3-4 副食費免除について

返金の請求手続きが必要です。

#### ■必要書類

- ・実費徴収に係る補足給付費支給申請書 ※幼稚園等から発行されます。
- ・口座を確認するための書類（通帳等の写し）

返金の請求手続きが必要なものは、以下のスケジュールに沿って、期間中に必要書類を整えお通りの幼稚園等を通じて請求手続きを行ってください。※副食費については半年ごとの支払いになります。（12月と5月に振り込みいたします。）

《償還払いの請求スケジュール》

利用期間	申請書の提出時期	支払時期
4月～6月分	7月中旬頃	8月末頃
7月～9月分	10月中旬頃	12月中旬頃（現況確認の為）
10月～12月分	1月中旬頃	2月末頃
1～3月分	4月中旬頃	5月末頃

## 4. 様式集

---

### ●認定申請

- (◆3) 子育てのための施設等利用給付認定申請書(新1号用)
- (◆3)【記載例】子育てのための施設等利用給付認定申請書(新1号用)
- (◆4) 子育てのための施設等利用給付認定申請書(新2号・新3号用)
- (◆4)【記載例】子育てのための施設等利用給付認定申請書(新2号・新3号用)
- (◆7) 施設等利用給付認定変更届

### ●預かり保育の請求

- (◆11) 口座登録(新規・変更)依頼書
- (◆13) 施設等利用費請求書

### ●副食費免除

- (◆18) 実費徴収に係る補足給付費支給申請調書

### ●預かり保育の必要性を確認するための書類

#### 就労証明書

※就労以外の要件で認定申請する場合に必要な様式は市公式HPもしくは市役所こども政策課窓口にてお申し付けください。



#### 【問合せ先】

〒504-8555

岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

各務原市役所

健康福祉部 こども政策課 幼保支援係

TEL : 058-383-1154 (直通)